

別冊「平成19年10月現在・新旧対照表」

頁	旧	新	備考
73	<p>2 不当景品類及び不当表示防止法 (省略) [概要] ○ 総付景品の最高額の制限 (取引価額) (景品類の最高額) 1,000円未満 → <u>100円</u> 1,000円以上 → <u>取引価額の1/10</u></p>	<p>2 不当景品類及び不当表示防止法 (省略) [概要] ○ 総付景品の最高額の制限 (取引価額) (景品類の最高額) 1,000円未満 → <u>200円</u> 1,000円以上 → <u>取引価額の2/10</u></p> <p>(平成19年3月改正)</p>	
89	<p>(2) 酒気帯び運転をした者は、<u>1年</u>以下の懲役又は<u>30万円</u>以下の罰金に処されます。また、酒酔い運転をした者は、<u>3年</u>以下の懲役又は<u>50万円</u>以下の罰金に処されます。</p> <p>(3) (省略) (注)この禁止規定違反に対する直接の…(中略)…になります。</p>	<p>(2) 酒気帯び運転をした者は、<u>3年</u>以下の懲役又は<u>50万円</u>以下の罰金に処されます。また、酒酔い運転をした者は、<u>5年</u>以下の懲役又は<u>100万円</u>以下の罰金に処されます。</p> <p>(3) (省略) なお、飲酒運転同乗者及び酒類提供行為者のうち、運転者が酒気帯びの場合には、<u>2年</u>以下の懲役又は<u>30万円</u>以下の罰金、運転者が酒酔いの場合には、<u>3年</u>以下の懲役又は<u>50万円</u>以下の罰金に処されます。また、車両提供者の場合、運転者が酒気帯びの場合には、<u>3年</u>以下の懲役又は<u>50万円</u>以下の罰金、運転者が酒酔いの場合には、<u>5年</u>以下の懲役又は<u>100万円</u>以下の罰金に処されます。</p> <p>(平成19年9月改正)</p>	
95 ～ 98	<p>1 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況報告書 (様式改正)</p>	<p>1 「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況報告書 (別添のとおり)</p> <p>(平成19年8月改正)</p>	
188	<p>1 一般消費者に対して…(中略)…景品類の提供に係る取引の価額の十分の<u>一</u>の金額(当該金額が<u>百円</u>未満の場合にあっては、<u>百円</u>)の範囲内であって…(後略)。</p>	<p>1 一般消費者に対して…(中略)…景品類の提供に係る取引の価額の十分の<u>二</u>の金額(当該金額が<u>二百円</u>未満の場合にあっては、<u>二百円</u>)の範囲内であって…(後略)。</p> <p>(平成19年3月改正)</p>	

頁	旧	新	備考
202	<p>対象となるもの (省略) 主に販売業者 【容器の例】 ・(省略)</p> <p>対象とならないもの (省略) 主に販売業者 【容器以外の例】 (省略)</p>	<p>対象となるもの (省略) 主に販売業者 【容器の例】 ・(省略) ・<u>有料の贈答用の箱(同時に購入する商品を入れるためのものとして提供されるもの)</u></p> <p>対象とならないもの (省略) 主に販売業者 【容器以外の例】 (省略) ・<u>マイバッグ、カバン</u> ・<u>有料の贈答用の箱(同時に購入する商品を入れるためではなく、その箱の購入者が別に用意したものをを入れるためのものとして、販売されるもの)</u></p> <p>(平成18年12月改正)</p>	
233	<p>7 道路交通法 第六十五条 (省略) 2 (新設)</p> <p>3 何人も、<u>前項</u>の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。</p> <p>4 (新設)</p>	<p>7 道路交通法 第六十五条 (省略) 2 何人も、<u>酒気を帯びている者で、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがあるものに対し、車両等を提供してはならない。</u></p> <p>3 何人も、<u>第一項</u>の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。</p> <p>4 何人も、<u>車両(省略)の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、当該運転者に対し、当該車両を運転して自己を運送することを要求し、又は依頼して、当該運転者が第一項の規定に違反して運転する車両に同乗してはならない。</u></p> <p>(平成19年9月改正)</p>	
233	<p>第一百七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>三年</u>以下の懲役又は<u>五十万円</u>以下の罰金に処する。 一 (省略) 二 (新設)</p>	<p>第一百七十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>五年</u>以下の懲役又は<u>百万円</u>以下の罰金に処する。 一 (省略) 二 <u>第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が酒に酔った状態で当該車両等を運転した場合に限る。)</u></p> <p>(平成19年9月改正)</p>	

頁	旧	新	備考
233	(新設)	<p>第百十七条の二の二 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>一 <u>第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等(軽車両を除く。次号において同じ。)を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの</u></p> <p>二 <u>第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第二項の規定に違反した者(当該違反により当該車両等の提供を受けた者が身体に前号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両等を運転した場合に限るものとし、前条第二号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>三 <u>第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が酒に酔った状態で車両等を運転した場合に限る。)</u></p> <p>四 <u>第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者(その者が当該同乗した車両の運転者が酒に酔った状態にあることを知りながら同項の規定に違反した場合であって、当該運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転したときに限る。)</u></p> <p>(平成19年9月改正)</p>	
233	(新設)	<p>第百十七条の三の二 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>一 <u>第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第三項の規定に違反して酒類を提供した者(当該違反により当該酒類の提供を受けた者が身体に第百十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で車両等(軽車両を除く。)を運転した場合に限るものとし、同条第三号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>二 <u>第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第四項の規定に違反した者(当該同乗した車両(軽車両を除く。以下この号において同じ。)の運転者が酒に酔った状態で当該車両を運転し、又は身体に第百十七条の二の二第一号の政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態で当該車両を運転した場合に限るものとし、同条第四号に該当する場合を除く。)</u></p> <p>(平成19年9月改正)</p>	

頁	旧	新	備考												
258	<p>自己チェックテスト (2) (省略)</p> <table border="1" data-bbox="240 226 751 371"> <tr> <td>商品の取引価額</td> <td>景品類の最高額</td> </tr> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>(イ)円</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>取引価額の1/(ロ)</td> </tr> </table>	商品の取引価額	景品類の最高額	1,000円未満	(イ)円	1,000円以上	取引価額の1/(ロ)	<p>自己チェックテスト (2) (省略)</p> <table border="1" data-bbox="772 226 1283 371"> <tr> <td>商品の取引価額</td> <td>景品類の最高額</td> </tr> <tr> <td>1,000円未満</td> <td>(イ)円</td> </tr> <tr> <td>1,000円以上</td> <td>取引価額の2/(ロ)</td> </tr> </table> <p>(平成19年3月改正)</p>	商品の取引価額	景品類の最高額	1,000円未満	(イ)円	1,000円以上	取引価額の2/(ロ)	
商品の取引価額	景品類の最高額														
1,000円未満	(イ)円														
1,000円以上	取引価額の1/(ロ)														
商品の取引価額	景品類の最高額														
1,000円未満	(イ)円														
1,000円以上	取引価額の2/(ロ)														
最終	<p>解答 問題9 (2)</p> <table border="1" data-bbox="264 577 715 633"> <tr> <td>イ</td> <td>100</td> <td>ロ</td> <td>10</td> </tr> </table>	イ	100	ロ	10	<p>解答 問題9 (2)</p> <table border="1" data-bbox="796 577 1246 633"> <tr> <td>イ</td> <td>200</td> <td>ロ</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>(平成19年3月改正)</p>	イ	200	ロ	10					
イ	100	ロ	10												
イ	200	ロ	10												

CC1-3007

1
面

「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の実施状況等報告書

平成 年 月 日		報 告 者	(住所)	(電話)	局 番
税務署長 殿		(氏名又は名称及び代表者氏名)			
(酒類販売管理者の氏名及び年齢) (歳)		(酒類小売販売場の所在地及び名称)	⑩		
(酒類販売管理研修の受講状況) 1: 受講済 (直近の研修受講年月日) 平成 年 月 日 2: 未受講					
(酒類販売管理者に代わる責任者の人数)	104 (店舗全体の面積) m ²	105 (酒類売場の面積) m ²	106 (営業時間) 時 分～ 時 分・24時間 (定休:)		
101 総数: 名 (注) 責任者を氏名している場合は、4面の《責任者の氏名・基準》にも記載してください。					
102 (免許条件) 1: 製造 2: 小売業 (卸小売兼業を含む) 3: 期限付小売業 (免許期間: 平成 年 月 日～ 年 月 日)					
103 (酒類小売販売場の業態等の区分) 1: 一般酒販店 (酒屋、酒類専門店等) 2: コンビニエンスストア 3: スーパーマーケット 4: 百貨店 5: 1～4以外の量販店 (ディスカウントストア等) 6Ⓐ: 業務用卸主体店、6Ⓑ: ホームセンター・ドラッグストア 6Ⓒ: その他					
107 平成 年 4月 1日現在、酒類の販売 (売り場のみではなく、通販等すべての酒類販売) を行っていない場合は、酒類の販売を行っていない理由に○印を付し、1及び2については、年月を記入してください。 酒類の販売を行っていない場合は、101、105及び108以降の項目については記載不要です。 1: 平成 年 月以降販売予定 2: 平成 年 月まで販売していたが現在販売していない 3: その他					
平成 年 4月 1日現在 (期限付酒類小売業免許を受けた者は上記の免許期間) における未成年者の飲酒防止に関する表示基準 (以下「表示基準」という。) の実施状況、酒類販売管理者が行う助言等及び経営に関する情報について、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第91条及び同法施行規則第11条の16の規定により報告します。また、酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況及び自動販売機の設置状況等について併せて報告します。					
項 目		区 分	※税務署整理欄 (実態確認状況)		
表 示 基 準 の 実 施 状 況 等	1 酒類の陳列場所を設けて販売している。 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)から(4)の記載は不要です。	はい・いいえ	108	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	(1) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	はい・いいえ	109	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	(2) 酒類の陳列場所が壁等により他の商品の陳列場所と明確に分離されていない場合は、明確に区分するための表示 (「陳列されている商品が酒類である」旨及び「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨) の表示を行っている。	はい・いいえ	110	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	2 酒類の通信販売 (インターネットを含む) を行っている。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)の記載は不要です。	はい・いいえ	111	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	(1) 酒類の通信販売 (インターネットを含む) における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「未成年者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行っている。	はい・いいえ	112	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設けている。	はい・いいえ	113	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適		
3 酒類の自動販売機を設置している。 (注) 酒類の自動販売機を設置している場合は、3面の《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》にも記載してください。	はい・いいえ	114	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適		

収 受 印

助言等の状況	1 酒類販売管理者は、酒類小売業者に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（表示基準の遵守、未成年者飲酒防止等）に基づいた適正な販売管理の確保を図るための措置及び酒類の販売業務に従事する従業員等に対する指導が徹底されるための体制の整備に関する事項を助言している。	はい・いいえ	115	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 酒類販売管理者は、酒類の販売業務に従事する従業員等に対し、酒類の販売業務を行うに当たって遵守すべき法令（表示基準の遵守、未成年者飲酒防止等）に関する事項について指導を行っている。	はい・いいえ	116	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適

《酒類の適正な販売管理の確保のための取組状況》

項 目		区 分	※税務署整理欄 (実態確認状況)
未成年者の飲酒防止関係	1 未成年と思われる者に対して、年齢確認を行っている。	はい・いいえ	117 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 未成年者の飲酒防止を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	はい・いいえ	118 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
飲酒防止関係	1 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「飲酒運転は禁止されている」旨の表示又は飲酒運転の防止に関するポスターの掲示を行っている等、飲酒運転防止のための取組を行っている。	はい・いいえ	119 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	2 自動車等で来店したと思われる者に対して「飲酒運転をしないように」といった一声運動を行っている。	はい・いいえ	120 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
酒類容器関係	1 リターナブルびんを使った酒類を販売している。	はい・いいえ	121 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	2 リターナブルびんの回収を行っている。	はい・いいえ	122 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	3 消費者が販売場に容器を持参した場合の回収マニュアルを定めており、これに基づき酒類容器のリサイクルに積極的に取り組んでいる。	はい・いいえ	123 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	4 酒類の陳列場所、店頭、レジ等に「リターナブルびんの回収を行っている」旨の表示を行っている。	はい・いいえ	124 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
適正飲酒関係	適正飲酒を啓発するための店内放送、店頭・売場等への表示、ポスターの掲示等を行っている。	はい・いいえ	125 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
販売管理者	1 販売場の見やすい場所に酒類販売管理者の氏名を掲示している。	はい・いいえ	126 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	2 販売場の見やすい場所に酒類販売管理研修の受講事績を掲示している。	はい・いいえ	127 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

《経営に関する情報》

※2以上の酒類小売販売場を有する場合には、本店所在地（所得税又は法人税の納税地）の酒類小売販売場の報告書にのみ記入してください。本店所在地と酒類小売販売場の所在地が異なる場合には、主な酒類小売販売場の報告書（報告者が提出するいずれかの報告書）に記入してください。

酒類の卸売業と小売業を兼業している者については、酒類の販売数量に占める小売数量の割合が50%に満たない場合は記載不要です。

個人事業者の方は平成 年分、法人の方は平成 年 月 日～平成 年 月 日の間に終了した事業年度について、以下の損益項目を千円単位（四捨五入、マイナスの場合は数字の前に△を付けてください）で記載してください。

損益項目	総売上高(201)	千円	個人(青色申告):青色申告決算書の①売上金額 個人(白色申告):収支計算書の④収入金額の計 法人:損益計算書の売上高
	内酒類小売による売上高(202)	千円	「総売上高(201)」の内「内免許所有店舗数(103)」の該当店舗で酒類を販売した金額
	売上総利益(203)	千円	個人(青色申告):青色申告決算書の②差引金額 個人(白色申告):収支計算書の⑤差引金額 法人:損益計算書の売上総利益
	内酒類小売による売上総利益(204)	千円	「売上総利益(203)」の内「内免許所有店舗数(103)」の該当店舗で酒類を販売した金額にかかる売上総利益
	営業利益(205)	千円	個人(青色申告):青色申告決算書の③差引金額 個人(白色申告):収支計算書の⑯専従者控除前の所得金額 法人:損益計算書の営業利益
	税引前純利益(206)	千円	個人:所得税の確定申告書B(第一表)の⑨所得金額合計 法人:損益計算書の税引前純利益
	酒類に係る受取レポート(207)	千円	

※ 酒類の自動販売機を設置している場合は、次の項目にも記載してください。設置していない場合には記載する必要はありません。

《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施状況等》

順 号	301	401	501	601	※税務署整理欄 (実態確認状況)	
自動販売機の設置年月	昭 平 年 月	昭 平 年 月	昭 平 年 月	昭 平 年 月	2	
自動販売機の種類	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	3	
自動販売機の設置位置	店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外	4	
表示基準の実施状況等③	未成年者の飲酒は禁止されている旨	有・無	有・無	有・無	有・無	5 □ 適 □ 不適
	免許者の氏名又は名称	有・無	有・無	有・無	有・無	6 □ 適 □ 不適
	酒類販売管理者の氏名	有・無	有・無	有・無	有・無	7 □ 適 □ 不適
	連絡先の所在地及び電話番号	有・無	有・無	有・無	有・無	8 □ 適 □ 不適
	販売停止時間	有・無	有・無	有・無	有・無	9 □ 適 □ 不適
店外販売機の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等	(1) 撤廃の予定等を次から1つ選択し記号を○で囲んでください。 (イ 早急に撤廃予定 ロ 早急に改良型に切替予定 ハ 稼働させていない ニ 撤廃する予定はない)	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	10
	(2) (1)で「イ」又は「ロ」を選択した場合には撤廃予定日又は改良型への切替予定日を記載してください。	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	撤廃等予定年月日 年 月 日	11
	(3) (1)で「ハ」を選択した場合には撤廃しない具体的な理由を右欄から選択し記号を○で囲んでください。	a 経済的な理由（売上高の減少、撤廃・改良型切替の費用負担困難） b 周辺地域の酒販店が撤去していない c その他「具体的に：」				12
表示基準を遵守しない理由	(1) 表示基準を遵守しない場合その理由を次から1つ選択し記号を○で囲んでください。 (イ 基準を知らなかった ロ 基準を理解していなかった ハ 表示し忘れていた ニ 消えていたことに気付かなかった)	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	イ・ロ・ハ・ニ	13
	(2) 表示基準を遵守した表示を行う予定日を記載してください。	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	表示予定年月日 年 月 日	14
販売停止等のためのタイマーの設置の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	15	□ 適 □ 不適
セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	16	□ 適 □ 不適

※ 税務署整理欄

《酒類販売管理者に代わる責任者の氏名・氏名の基準》

氏名（年齢）	指名の基準	氏名（年齢）	指名の基準	氏名（年齢）	指名の基準
（ 歳）		（ 歳）		（ 歳）	
（ 歳）		（ 歳）		（ 歳）	
（ 歳）		（ 歳）		（ 歳）	

(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。

《責任者の指名の基準》

以下1)～7)に掲げるいずれかに該当する場合には、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置してください。

- (1) 夜間（23時から翌日5時）において、酒類の販売を行う場合（成年者の指名をお願いします。）
- (2) 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間（2～3時間以上）不在となることがある場合
- (3) 酒類売場の面積が著しく大きい場合（100平方メートルを超えるごとに、1名以上の責任者を指名）
- (4) 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合（酒類販売管理者のいない各階ごとに、1名以上の責任者を指名）
- (5) 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合（20メートル以上離れている場合）
- (6) 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合（3箇所以上ある場合）
- (7) その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合

【記載要領】

- 1 酒類小売業者の方は、酒類小売販売場ごとにこの報告書を作成し、4月30日まで（期限付小売業者の方は、販売期間終了後から1週間以内）に販売場を所轄する税務署に提出してください。
- 2 該当する「番号」、「はい」・「いいえ」、「有」・「無」等に○印を付してください。
- 3 「※ 税務署整理欄」には、何も記載しないでください。

1面関係

- 4 「酒類販売管理研修の受講状況」欄は、酒類販売管理者の研修受講状況を記載してください。また、「直近の研修受講年月日」欄には、直近に受講した「酒類販売管理研修」又は3年ごとの「定期研修」の受講日を記載してください。

3面関係

- 5 「自動販売機の種類」欄は、設置している自動販売機が改良型自動販売機である場合には「改良型」を、改良型以外自動販売機である場合は「改良型以外」を○で囲んでください。

【注】 改良型自動販売機とは、対面交付した磁気カードや運転免許証を読み取ることによって稼働可能となる等、未成年者による酒類の購入を防止することが可能と認められる自動販売機をいいます（現行の酒類自動販売機にカードや運転免許証の読み取り装置等を装着することにより、同様の機能を有することとなるものを含みます。）。

- 6 「自動販売機の設置位置」欄は、設置している酒類の自動販売機が、店舗の屋内に設置され店内に入らなければ購入することができない状態となっている場合には「店内」を、それ以外の場合には「店外」を○で囲んでください（例：店舗の敷地内であっても屋外に設置されている場合には「店外」となります。）。
- 7 「店外の改良型以外の酒類自動販売機の撤廃予定の状況等」欄の(1)は、店外に改良型以外の酒類の自動販売機を設置している場合に、その撤廃予定の状況等をイからニのうちの一つを選択し、記載欄の該当箇所を○で囲んでください。

【参考】 全国小売酒販組合中央会は、平成7年5月に、平成12年5月を期限とする現行の酒類自動販売機の撤廃決議を行い、国税庁としても、平成7年7月に「酒類自動販売機に係る取扱指針」を制定し、酒類販売業者に対して、新たに酒類自動販売機を設置する場においては、改良型自動販売機以外は設置しない、また改良型自動販売機以外の酒類自動販売機については、撤廃又は改良型自動販売機への切換えを行うよう必要な助言を行ってきています。

- 8 「表示基準を遵守しない理由」欄の(1)は、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」を遵守していない場合に、その理由をイからニのうちの一つを選択し、記載欄の該当箇所を○で囲んでください。
また、今後、表示をする予定日を(2)の記載欄に記載してください。

※ 税務署整理欄